（公開用）

請負代金内訳書の取扱いについて

１ 対象工事

契約書を作成する全ての工事

２ 内容及び書式

(1) 内容

請負代金の内訳を表示したもの

工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を明示するものとする。明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することでよいものとする。

(2) 書式

・　要領等で指定する様式

・　静岡県大井川広域水道企業団が別途指定する書式

・　請負者の独自様式（静岡県大井川広域水道企業団が指定する様式等と同一内容の

請負代金内訳を記載したもので、静岡県大井川広域水道企業団が承諾したもの）

なお、本取扱いで示す書式例については、静岡県大井川広域水道企業団ホームページに掲載するので参照する。

３ 提出

対象工事の請負者は、静岡県大井川広域水道企業団建設工事執行に関する規程第20条の３により、請負契約締結後10日以内に提出しなければならない。

附 則

この取扱いは令和元年11月１日以降、入札公告又は指名通知を行う案件から施行する。

|  |
| --- |
| 静岡県大井川広域水道企業団建設工事執行に関する規程  (工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)  第20条　（略）  ２　（略）  3 請負者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。 |

＜参考＞

様式第○号 用紙（日本工業規格Ａ４判縦型）

請負代金内訳書

年　　月　　日

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　 印

１ 工 事 名

２ 工事場所

３ 請負代金内訳

（１）工事費内訳表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種区分・工種・種別 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 直接工事費 |  |  |  |  |  |
| 共通仮設費 |  |  |  |  |  |
| 共通仮設費 |  |  |  |  |  |
| 純工事費 |  |  |  |  |  |
| 現場管理費 |  |  |  |  |  |
| 工事原価 |  |  |  |  |  |
| 一般管理費等 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 工事価格 |  |  |  |  |  |

（２）法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の

法定の 事業主負担額 　　　　　　　　　円